係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） AA2 ＝ 0.00380 Z3　再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため令和 5 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） AA3 ＝ 0.00634 Z4　電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため令和 5 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） AA4 ＝ 0.00380	
［略］	［同左］
$X5_n$　n 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・残余分）及び公営企業債（脱炭素化推進事業・残余分）（病院事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額に 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） $Y5_{令4}$＝ 0.00503 $Y5_{令5}$＝ 0.00634 $X5'_n$　n 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業特別分・残余分）及び公営企業債（脱炭素化推進事業・特別分・残余分）（病院事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） $Y5'_{令4}$＝ 0.00603 $Y5'_{令5}$＝ 0.00760	X2　令和 4 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・残余分）に係る地方債に相当する額に 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） Y2 ＝ 0.00503 X2'　令和 4 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・特別分・残余分）に係る地方債に相当する額に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） Y2'＝ 0.00603 Z　令和 4 年度に発行について同意又は許可を得た上水道及び簡易水道事業債脱炭素化事業分に係る地方債に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） AA ＝ 0.00302
［略］	［同左］